

報告1 令和8年度におけるサブセンターについて

1. 体制

令和8年度におけるサブセンターは、次の7か所体制となる。

名 称	受託法人	包括センターエリア
こもれび	社会福祉法人それいゆ	手鎌包括センター
天光園	社会福祉法人天光会	吉野包括センター
延寿苑	社会福祉法人福因寺福祉会	三池包括センター
サン久福木	社会福祉法人原交会福祉会	三池包括センター
美さと	社会福祉法人けんこう	三川包括センター
サンフレンズ	社会福祉法人東翔会	駛馬・勝立包括センター
やぶつばき	社会福祉法人木犀会	駛馬・勝立包括センター

※地域包括支援センターを「包括センター」と表記。以下同じ。

2. 理由

受託法人からサブセンター廃止の申し出があったもの。

専門職が確保できない等の理由から、中央包括センターのサブセンターである大牟田医師会から、令和8年度はサブセンターを継続できない旨の申し出がなされた。

なお、廃止を申し出たサブセンターが担当している介護予防プランについては、市民生活に影響がないよう関係機関との調整を行い、確実に引き継ぎを行っているところ。